政　令

中小企業等協同組合法施行令の一部を改正する政令を次に公布する。

御名　御璽

平成二十八年九月九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百四号

中小企業等協同組合法施行令の一部を改正する政令

内閣は、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第七項において準用する同法第九条の八第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

中小企業等協同組合法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第三号中「前二号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二　国に対する資金の貸付け

三　預金保険機構に対する資金の貸付け

第十五条第二項中「前項第三号」を「前項第五号」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　安倍　晋三

告　示

○国家公安委員会告示第四十六号

次の公告国際テロリストについて、公告された事項に変更があったので、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第三条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年九月九日　国家公安委員会委員長　松本　純

名簿記載者公告番号ＱＩ－64（ダウード・イブラヒム・カスカル（DAWOOD IBRAHIM KASKAR））

1　変更前

別名　(a)ダウード・エブラヒム（Dawood Ebrahim）　(b)シェイク・ダウード・ハッサン（Sheikh Dawood Hassan）　(c)アブドゥル・ハミド・アブドゥル・アジーズ（Abdul Hamid Abdul Aziz）　(d)アニス・イブラヒム（Anis Ibrahim）　(e)アジーズ・ディリップ（Aziz Dilip）　(f)ダウド・ハサン・シャイク・イブラヒム・カスカル（Daud Hasan Shaikh Ibrahim Kaskar）　(g)ダウド・イブラヒム・メモン・カスカル（Daud Ibrahim Memon Kaskar）　(h)ダウード・ハサン・イブラヒム・カスカル（Dawood Hasan Ibrahim Kaskar）　(i)ダウード・イブラヒム・メモン（Dawood Ibrahim Memon）　(j)ダウード・サブリ（Dawood Sabri）　(k)カスカル・ダウード・ハサン（Kaskar Dawood Hasan）　(l)シャイク・モフド・イスマイル・アブドゥル・ラフマン（Shaikh Mohd Ismail Abdul Rehman）　(m)ダウード・ハッサン・シャイク・イブラヒム（Dowood Hassan Shaikh Ibrahim）　(n)イブラヒム・シャイク・モフド・アニス（Ibrahim Shaikh Mohd Anis）　(o)シャイク・イスマイル・アブドゥル（Shaikh Ismail Abdul）　(p)ヒズラ（Hizrat）

出生地　(a)Bombai　(b)Ratnagiri, India

住所　(a)Karachi／Pakistan, White House, Near Saudi Mosque, Clifton　(b)House Nu 37-30th Street-defence, Housing Authority Karachi Pakistan　(c)Palatial bungalow in the hilly area of Noorabad in Karachi　(d)Property at Margalla Raod F 6／2 Street no. 22, House number 29 in Karachi

名簿に記載された年月日　2003年11月３日（2006年３月21日、７月25日、2007年７月２日及び2010年３月11日に改訂）

その他参考となるべき事項　インド政府が国際逮捕令状を発出している。

2　変更後

別名　(a)ダウード・エブラヒム（Dawood Ebrahim）　(b)シェイク・ダウード・ハッサン（Sheikh Dawood Hassan）　(c)アブドゥル・ハミド・アブドゥル・アジーズ（Abdul Hamid Abdul Aziz）　(d)アニス・イブラヒム（Anis Ibrahim）　(e)アジーズ・ディリップ（Aziz Dilip）　(f)ダウド・ハサン・シャイク・イブラヒム・カスカル（Daud Hasan Shaikh Ibrahim Kaskar）　(g)ダウド・イブラヒム・メモン・カスカル（Daud Ibrahim Memon Kaskar）　(h)ダウード・ハサン・イブラヒム・カスカル（Dawood Hasan Ibrahim Kaskar）　(i)ダウード・イブラヒム・メモン（Dawood Ibrahim Memon）　(j)ダウード・サブリ（Dawood Sabri）　(k)カスカル・ダウード・ハサン（Kaskar Dawood Hasan）　(l)シャイク・モフド・イスマイル・アブドゥル・ラフマン（Shaikh Mohd Ismail Abdul Rehman）　(m)ダウード・ハッサン・シャイク・イブラヒム（Dowood Hassan Shaikh Ibrahim）　(n)ダウード・バーイー（Dawood Bhai）　(o)イブラヒム・シャイク・モフド・アニス（Ibrahim Shaikh Mohd Anis）　(p)シャイク・イスマイル・アブドゥル（Shaikh Ismail Abdul）　(q)ヒズラ（Hizrat）　(r)シェイク・ファルーキ（Sheikh Farooqi）　(s)バダ・セット（Bada Seth）　(t)バダ・バーイー（Bada Bhai）　(u)イクバル・バーイー（Iqbal Bhai）　(v)ムッチャド（Mucchad）　(w)ハジ・サハブ（Haji Sahab）

出生地　Kher, Ratnagiri, Maharashtra, India

住所　(a)Karachi, Pakistan (White House, Near Saudi Mosque, Clifton)　(b)House Nu 37-30th Street-defence, Housing Authority Karachi Pakistan　(c)Palatial bungalow in the hilly area of Noorabad in Karachi

名簿に記載された年月日　2003年11月３日（2006年３月21日、７月25日、2007年７月２日、2010年３月11日及び2016年８月22日に改訂）

その他参考となるべき事項　父の名前はSheikh Ibrahim Ali Kaskar。母の名前はAmina Bi。妻の名前はMehjabeen Shaikh。インド政府が国際逮捕令状を発出している。安全保障理事会決議1822（2008年）に基づく見直しは2010年５月20日に終了した。

○法務省告示第四百八十四号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十八年九月九日

法務大臣　金田　勝年

住所　大阪市東成区大今里４丁目17番７号
金俊和　昭和44年10月２日生
辺丁美　昭和47年11月28日生
金亘輝　平成９年11月30日生
金未奈　平成14年３月２日生
金瑠美　平成16年２月８日生
金杏実　平成19年８月19日生
金佑樹　平成21年11月16日生

住所　仙台市太白区八本松１丁目７番35号
金佳輝　平成12年９月２日生

住所　岐阜市河渡４丁目22番地１
畢英慧　昭和53年９月８日生

住所　東京都港区南青山４丁目26番19―205号
侯漢琳　昭和53年12月24日生

住所　東京都東村山市富士見町１丁目２番地54
郭楊　昭和58年10月30日生
商匯奇　平成23年８月17日生